

# 「一般人」には関係ない？

## 一般人かどうかを決めるのは警察



👉 恐怖政治への道を開く

# 共謀罪に NO! を

# 学共 習謀 会罪

共謀罪をめぐる国会論戦で、安倍首相は「共謀罪と呼ぶのは誤りだ」と繰り返しています。

しかし、計画や合意の段階で処罰する以上は、共謀罪と呼ぶことに間違いはありません。

一般の人が処罰されない根拠などを野党が政府にただしても、政府は「法案を検討中だから」と詳しく説明しようとしません。法案の必要性や基本的な枠組みすら説明しないのは、国民に対して不誠実極まりないというべきです。

また、共謀罪は計画や合意が処罰されてしまうことからして、憲法で保障された思想・良心の自由や表現の自由などを侵害しかねないものです。私たちの生活が監視されてしまう、私たちの生活が脅かされてしまうのです。

# 2月23日(木)

18時～20時

横浜合同法律事務所 9階会議室

講師 森卓爾 弁護士  
(自由法曹団神奈川支部長)

参加費  
無料  
定員60名

主催 神奈川憲法会議 / 神奈川憲法共同共同センター  
横浜市中区日本大通り17 JPR日本大通ビル8階  
横浜合同法律事務所気付 Tel.045-651-2431

